

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要

※公立中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む）における運動部活動を対象



スポーツ庁

意義	課題
○生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。 ○人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。	○近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。＜生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和2年84万人＞ ○競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担。＜土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増＞ ○地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。

これまで の対応
○運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める ○学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る ○中教審や国会等：「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨指摘

目指す
○少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。 ○スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることには本質。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。 ○地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

改革の方向性
○まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする ○目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途 （合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す） ○平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進 ○地域におけるスポーツ団体の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む ○地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進 ※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識

課題への対応
新たなスポーツ環境 ・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体 ・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保 スポーツ団体等 ・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供 ・必要な予算の確保や補助金を含む多様な財源確保の検討 スポーツ指導者 ・指導者資格の取得や研修の実施の促進 ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク ・指導者の確保のための支援方策の検討 スポーツ施設 ・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定 ・スポーツ団体等に管理を委託

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。
※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。
※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。